

No	対象テーマ	質問・お悩み・疑問点	回答内容
1	全テーマ	懸賞金活用型プログラムを化粧品分野に適用したNEDOの狙いは何でしょうか。	日本の化粧品産業が今後も持続的に成長を遂げていくためには、成熟化が進む国内市場だけではなく、拡大を続けるグローバル市場への積極的な展開が極めて重要です。こうした背景を踏まえ、本事業では「懸賞金活用型プログラム」という手法を用いることで、既存の化粧品業界の枠組みに閉じず、これまで化粧品分野との接点が薄かった他産業（スタートアップ、異業種、IT・デジタル技術、學術機関など）からも、幅広く多様なアイデアや最先端技術を持つ参加者を募ることを狙いとしています。多様なプレイヤーが参入し、技術やアイデアが融合することで、日本の将来の化粧品産業のグローバル化を強力に後押しし、これまでにない革新的な新産業や新規ビジネスを創出することを目指しております。
2	全テーマ	国立大学の運営費交付金を活用して行った研究開発の成果を用いて、本プログラムに応募することは可能でしょうか。	提出する成果は「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの）」のみで作製されたものではないこととしておりますので、こちらに該当しない場合は応募可能です。
3	全テーマ	一次審査および最終審査における、各審査項目の配点や重み付けはあるのでしょうか。	各審査項目ごとに、配点がございます。 ※審査項目ごとの具体的な配点につきましては、審査の公正性を担保する観点から非公開とさせていただきます。今後、審査委員会において最終決定される予定ですが、公表は行いません。公募要領等に記載の審査項目に基づき、ご提案内容を総合的に評価させていただきますので、何卒ご了承ください。
4	全テーマ	実際の審査を行う審査委員は、現在公開されている6名のみとなるのでしょうか。	各テーマに係る審査の専門性や公正性を担保するため、審査委員は今後も必要に応じて適宜追加される予定です。追加が決定した際には、特設サイト等にて随時公表いたします。原則審査期間中は非公開で行います。コンテスト入賞者が決定次第、公表致します。
5	全テーマ	獲得した賞金の税務処理（課税関係など）はどのようなものなのでしょうか。	獲得した賞金の税務処理（課税関係など）は、受賞者様側にてご対応いただくことになります。課税の具体的な取り扱いはい受賞者様の属性や状況により異なるため、詳細につきましては、税理士等の専門家へご相談いただくよう推奨いたします。
6	全テーマ	獲得した賞金の使途に制限（利用制限）はあるのでしょうか。	使途の制限（利用制限）はございません。
7	全テーマ	一次審査通過者および最終審査（受賞者）に関して、外部に公開される情報の範囲はどこまででしょうか。自社の独自の技術やノウハウが非公開となるかどうかも知りたいです。（なお、応募した技術内容などが外部に公開される場合、その公開内容を事前に確認・調整することは可能でしょうか。）	まず、今回のイベント（交流会・セミナー）におきましては、「コンソーシアムの組成を促すための交流の場」という趣旨に基づき、対面参加者様に限定して参加者リストを共有させていただきました。これは組成促進を目的とした一時的な対応でございます。 今後の選考およびプログラムの進行における情報開示の方針は、以下の通り厳格に管理いたします。 1. 基本的な情報開示の範囲原則として、一次審査終了時点で通過者に関し一般公表される情報は、「選考を通過された応募者（企業・団体等）の名称」および「その提案名」のみとなります。応募段階のすべての情報が自動的にオープンになるわけではございません。 2. コンテスト・表彰式では一般向けに提案内容を発表いただく必要がございますが、発表内容の中に、独自のノウハウや技術情報など「対外的に非公開としたい箇所」がございましたら、提案書上でその旨を明示していただくことで、非公開として取り扱い、秘密情報を保護いたします。応募者様の重要な知的財産や機密情報が不要に開示されることはございませんので、安心してご提案をご検討いただけますと幸いです。
8	全テーマ	応募内容に関してご相談することは可能でしょうか。私たちが考えている内容では不足があるようでしたら、関連のコンソーシアムをご紹介いただくなどのアドバイスを頂く機会がございますでしょうか。今回のプログラムは従来の国プロとは異なり、業界が丸一となって対応を進めているように思っております。必要事項を網羅できるように対応するつもりですが、アカデミアの立場では、業界の方が必要とお考えが欠落する部分出てしまう可能性がありますと考えております。	一次審査までの期間： 提案内容のブラッシュアップに向けたご相談（内容の過不足に対する個別アドバイス等）は、審査の公平性の観点からお受けいたしかねます。一方で、アカデミアの皆様と企業が連携するための協業先のご紹介は対応可能でございます。より網羅的で実用的なご提案となるよう支援させていただきますので、ぜひ一度、お気軽に事務局までご連絡・ご相談ください。 一次審査後の期間： 有識者の皆様も交えた伴走支援を予定しておりますので、その際に提案内容のブラッシュアップに向けたご相談もお受けいたします
9	全テーマ	一次審査などの結果発表の際に応募総数も開示されますでしょうか。	応募総数の開示については現在検討中ですが、原則として非公表（開示しない方針）となる見込みです。何卒ご了承ください。
10	テーマ1	このプログラムが何を目指しているのか（既存の手法をリバイスするのか、新しい試験方法を考えるのか）が知りたいです。	新しい評価方法の提案も求めていますし、すでにバリデーション（妥当性確認）された既存手法の精度向上を図っていくことも重要だと考えております。
11	テーマ1	全身毒性の評価方法開発には非常に長い期間が必要と考えられ、どの程度開発投資をすべきか不安があります。	プログラム期間（約2年）で全身毒性のすべてを開発しきるのは非現実的なため、フェーズを区切るなどしてご検討いただけますと幸いです。また、社会実装されることが非常に重要ですので、ぜひゴールイメージを持って進めていただきたいと考えております。
12	テーマ1	生物に関する評価である以上、感作という現象のメカニズムを追究・理解することが重要と考えますが、メカニズムの追究はどう考えられているのでしょうか。	メカニズムは非常に重要と考えており、本プログラムではOECDガイドライン上で何が不足しているかを明確にし、それを補完するようなご提案を期待しております。
13	テーマ1	局所試験や臓器毒性試験の積み上げで全身毒性が構成されるという見方もあると考えます。局所試験についての見解を伺いたいです。	局所投与と全身毒性の双方が重要でございます。化粧品における実際の使われ方やインパクトを加味してご検討いただけると、よいお取り組みになるかと存じます。連続皮膚刺激性など、まだ不足している要素はあると考えております。
14	テーマ1	新規原料の評価方法がいまいちなため時間がかかっています。推奨される評価方法はありますか。	どのような試験方法を用いても100%安全と言い切ることは難しいため、適切なアセスメント方法（評価の枠組み）を構築することが最も重要と考えています。In silicoだけで既存手法を100%代替することは難しいため、医薬部外品部外品として何をしていくことが重要かを整理し、アセスメントを構築することをぜひご検討ください。
15	テーマ2	すでに上市済みの商品および今後上市予定の商品を用いて応募することは可能でしょうか。	応募前にすでに事業化（上市）されているもの、および審査期間中に上市されるものは原則対象外です。ただし、改良を加えたものであれば応募可能ですので個別でご相談下さい。
16	テーマ2	すでに知財や特許が存在する技術を活用して、開発・応募を行うことは可能でしょうか。	可能です。その場合、新規性について明確なご説明をお願いいたします。
17	テーマ2	最終審査の段階における、開発状況（完成度）の具体的なイメージはどのようなものなのでしょうか。完全に出来上がっている必要があるのか、あるいは最終的に完成していなくてもよいのでしょうか。	完成度については問いません。研究開発初期フェーズのものであっても、応募可能です。
18	テーマ2	メンタリングや伴走支援とは、具体的にどのような内容でしょうか。例えば、新規開発素材に対するストーリー付け（ブランディング支援など）もしいていただけるのでしょうか。	はい、専門家への相談が可能です。
19	テーマ2	開発する技術や製品において、「日本らしさ（日本独自の強みや文化など）」にこだわる必要はあるのでしょうか。	厳密に日本の素材や要素に限定するという意味ではありません。大切なのは、形式的な“日本製”にこだわるのではなく、日本の強みや価値観をどう生かすかだと考えています。
20	テーマ2	事前の事例紹介に「AI・ロボティクス」に関するものが含まれていませんでしたが、これらは対象外と捉えるべきでしょうか。どのように理解すればよいか教えてください。	AIやロボティクス技術も十分に「ユニークさ」に該当するため応募可能です。また、素材開発技術などでの応募にも期待しています。
21	テーマ2	化粧品メーカーが、他の応募対象となる新規原料の化粧品への適用可能性を評価・判断するパートナー（協業・コンソーシアム相手）として参画することは可能でしょうか。	可能です。
22	テーマ2	最終審査前の視察とはどのようなものですか。	提案内容の中で、審査員側に疑問が生じた際に、質疑だけで解決しないものは、場合によっては現地視察をさせていただく可能性もある、という内容になります。必ず訪問するわけではございません。
23	テーマ2	パッケージに関わるサステナブル素材なども応募可能でしょうか。	可能です。サステナブルは世界的にも重要性が高まっていますので、ぜひご応募ください。

24	テーマ3	すでに様々な既存のデータベースが存在していますが、それら課題があるということでしょうか。また、既存のデータベースとの差別化が必要と考えられますが、テーマ3のプラットフォームを活用することで、具体的にどのようなメリット（利便性）が生まれるのでしょうか。	本事業で構築を目指すプラットフォームは、「中小企業への導入ハードルの低さ」および「これまでにない一元的な機能」の2点において、既存のサービスと差別化されており、本事業に取り組む大きな意義があると考えております。 1. 中小企業の導入ハードル：既存の類似サービスは一定の料金負担が必要な仕様が多く、リソースの限られた中小企業にとっては導入のハードルとなっています。そのため、本事業では、中小企業でも少ない費用負担で基本情報を確認・活用できる仕組みの構築が必要不可欠であると考えております。 2. 原料情報と規制：申請情報を紐づける一元的なサービス：日本国内の原料情報を網羅的にデータベース化し、各国規制の確認およびPIFその他の輸出申請資料作成に必要な原料・成分情報の収集を支援する一元的なサービスは、既存サービスには見られません。本テーマでは、諸外国規制・原料・成分情報を一元管理する情報集約プラットフォーム構築により、化粧品業界、原料業界が輸出拡大に必須である規制・申請対応業務の「標準化・デジタル連携・コミュニケーション改革」を促進し、輸出拡大に向けた協調領域を強力にサポートすることをゴールとしています。 これにより、特に中小企業の海外展開（輸出促進）における障壁を下げ、大幅な業務効率化を支援することを目指しております。
25	テーマ3	化粧品の容器包装などを取り扱っている中小企業においても、このプラットフォームを活用するメリットはあるのでしょうか。	現時点では、対象データを「成分規制情報」および「化粧品原料」としているため、主な想定使用者は化粧品メーカー、原料メーカー、OEMメーカー等となります。ただし、これらに限定するものではなく、提案内容および今後の機能拡張によっては、容器包装メーカー様も対象となり得る可能性がございます。
26	テーマ3	プラットフォームの所有権は、システムを開発・制作した側（プラットフォーム制作側）と、実際のサービスを運営する側のどちらに帰属すると理解すればよいでしょうか。	プラットフォームの所有権（知的財産権など）は、原則としてすべて「開発・制作した側（＝応募者）」に帰属します。本プログラムでは、開発後のサービス運営についても、基本的には開発・制作した企業（応募者）が主体となって担っていただく形を想定しております。万が一、将来的に「制作した企業」とは異なる別の主体（業界団体や外部の運営組織など）が運営を担うこととなる場合には、所有権の移転や利用許諾等の条件について、当事者間（制作側と運営側）の個別契約・合意によって決定していただくこととなります。
27	テーマ3	プラットフォームに入力された原料情報の帰属先（所有権や知的財産権など）について教えてください。	登録企業が入力する原料データは、当該登録企業に帰属します。
28	テーマ3	プラットフォームに情報を入力した段階でその情報自体に秘匿性が適用されるのか、それとも、入力後にAI等によって情報が付加されてアウトプットされたデータに対して秘匿性が適用されるのか、どちらでしょうか。	入力された情報（インプットデータ）と、処理・生成されて出力された情報（アウトプットデータ）の双方に対して、厳格な秘匿性が確保される仕様を想定しております。 利用者が自社の機密情報を安全に入力でき、かつその結果を当該利用者のみが安全に活用できるよう、全プロセスでの機密保持が必要です。最終審査におきましても「情報秘匿性・機密性などの機能実装状況」を評価対象といたします。
29	テーマ3	プラットフォーム構築における伴走支援者は、どのような方を想定されているのでしょうか。	現時点では、本ソリューションの要件検討者であり、および、日本化粧品工業会様・化粧品原料協会様からの伴走支援を想定しております。
30	テーマ3	構築後のプラットフォームの運営は、具体的に誰（どの組織）が担うことになるのでしょうか。	構築後のプラットフォームの運営は、開発を担う応募者様（開発企業や組成されたコンソーシアム等）が主体となって実施いただく想定です。開発された成果に関する知的財産権は応募者様に帰属するため、開発完了後も応募者様が自律的に維持・運営していく形となります。
31	テーマ3	システム構築後の持続可能性（サステナビリティ）に不安がありますが、構築後も継続的な支援体制は用意されているのでしょうか。	本プログラムの性質上、懸賞金の付与をもってプログラムとしての直接的なサポート等は終了いたします。知的財産権は応募者様に帰属するため、開発完了後は応募者様（開発企業様や組成されたコンソーシアム様）が主体となって自律的に維持・運営していただくことが基本です。ただし、持続可能性を高めるため、原料・規制情報の収集・管理等における日本化粧品工業会様や化粧品原料協会様等の業界団体との連携・協力について、現在検討を進めておりこの2団体もしくはそれに代わる業界団体が連携することを想定しています。 ※具体的な構築後の支援体制につきましては、一次審査後の伴走支援の際に対話・詳細調整をさせていただきます予定です。
32	テーマ3	プラットフォーム構築にあたり、提示されている要件はどこまでが必須（マスト）で、どこからが創意工夫が可能な領域になるのでしょうか。	8月末から9月上旬に要件説明会を実施し、必須機能と任意機能を明確化しご提示いたします。必須機能については、基本的にはご対応いただく前提ですが、画面の構成などについてはより見やすい内容などをご提案いただきたいと考えております。評価軸としては、セキュリティや実現可能性などの観点での評価となります。任意機能を具備いただけると加算評価となります。特に今回、ユーザビリティの観点は重要と考えております。
33	テーマ3	UI（ユーザーインターフェース）や検索方法、データの持たせ方（データベース設計）については、開発側に自由度があるのでしょうか。	自由度はございます。交流会・セミナーにて「こういった見た目にしてほしい」「こう検索できるようにしてほしい」といった例は提示しておりますが、それらはあくまで一例としての位置づけです。 より実用的で、継続運用しやすい方法があれば、そちらをご提案いただいて構いません。特に評価軸としては、一度作って終わりではなく、継続利用される現実的なプラットフォームになっているかが重視されます。
34	テーマ3	本プログラムの審査は、本日ご説明いただいた方が行うのでしょうか。それとも審査委員は別の方でしょうか。	本テーマでは第三者評価を重んじることを想定しておりますので、今回の伴走支援で要件をお伝えするメンバーと、実際の審査を行う審査委員は別として現在は検討しております。
35	テーマ3	今回の提案において、提示されているテーブル設計や画面設計に厳密に従う必要はあるのでしょうか。	必ずしも厳密に従う必要はございません。今回の本質的なゴールは、輸出時の可否判断・PIF作成等の業務支援・規制情報の収集や共有を実現できるプラットフォームを構築することです。そのため、交流会・セミナーの投影資料中で示されているテーブル設計や画面イメージ、検索イメージはあくまで参考であり、目的達成に向けてより良い設計案がございましたら、ぜひご提案ください。
36	テーマ3	規制情報の収集について、収集元や網羅性の確認に加え、構築後の継続的な規制情報の収集やアップデートについてもプラットフォーム開発企業が担うのでしょうか。	規制情報を収集いただく対象国や、その情報ソース元（収集元）については事務局より提示いたします。ただし、基本的には規制情報の継続的な収集およびプラットフォームのアップデートにつきましては、開発企業様に担っていただくことを想定しております。本テーマでは、単なる静的なデータベースの構築にとどまらず、変化する規制に追従できる「動的な運用モデル」が求められています。そのため、開発後の継続的な運用が可能となる設計（システム・ビジネスモデル）が備わっているかどうか、極めて重要な評価観点となります。 また、法規制の改定プロセスにおいては、施行日に突然変更が適用されるわけではなく、パブリックコメントの募集、改定方針の公表、一定の準備（移行）期間などの段階を経るのが一般的です。プラットフォームへ規制情報を反映するにあたっては、単に施行日に合わせてデータを書き換えるだけでなく、例えば「〇月施行予定のため、事前準備が必要」といったアラートやワーニングを事前に対象ユーザーへ通知するなどの機能的・運用的な工夫についても、非常に重要であると考えております。
37	テーマ3	今後、業界団体や関係者と相談・連携しながら、プラットフォームの機能を詰めていくことは可能でしょうか。	可能です。一次審査にて2-3団体様を選定する想定のため、それ以降に、詳細な伴走支援による機能相談などが可能となります。
38	テーマ3	このプラットフォームの運営主体や、持続可能なビジネスモデルについてはどのように考えるべきでしょうか。	「誰から費用を回収するのか」「収支が成り立つようなビジネスモデルにはどのような形があるのか」という観点も含めてご提案をいただき、事業性という観点で評価いたします。
39	テーマ3	このプラットフォームでは原料メーカー様に入力してもらうことが肝となりますが、原料メーカー様側がデータを入力するメリットは何でしょうか。	短期・中期の両面において、以下のような大きなメリットがございます。 【短期的メリット】 化粧品メーカーから原料メーカー様へは、規格書や資料の提供依頼が日々大量に発生しております。そのため、プラットフォーム上で適切な権限管理のもと、これらの書類がスムーズにダウンロード可能となれば、原料メーカー様における個別対応工数の大幅な削減につながります。 【中期的メリット】 現在は原料メーカーごと、あるいは顧客ごとに異なる企画書や情報管理が発生しておりますが、プラットフォーム上の情報が標準化されれば、資料の差し替え・転記・再管理の手間を大幅に削減できます。特に原料の種類が多い場合、顧客別に異なる情報を追いかける負荷が非常に大きいため、その軽減効果は極めて大きいと考えております。 またこのプラットフォームに原料メーカーが入力している事で、化粧品メーカーが新規の素材探索の際に、既存の販売先だけでなく新規の販売先を獲得する事にもつながります。 その中で、原料メーカーの国際競争力の強化と海外への事業機会拡大の可能性が広がります。
40	テーマ3	プロトタイプ作成にあたり、一定レベルの原料のサンプルデータが必要となりますが、事務局から提供いただくことは可能でしょうか。	現在サンプルデータについては原料メーカー様より提供いただけるように調整を行っております。提供されるデータについてはシステムの稼働や規制抵触確認の答え合わせなどに使用できるものである必要がありますので、具体的なサンプルデータのご提供につきましては追ってご連絡をさせていただきます予定です。
41	テーマ3	INCI名はPCPCからなど、一定のデータを購入する必要がある情報があると理解しておりますが、このデータの購入もプラットフォーム企業が購入する必要があるのでしょうか。	個別の規制情報、INCI名情報の初期情報入手手段及び費用につきましては、応募者様でご検討をお願いいたします。